

事業系一般廃棄物の処理方法

事業系一般廃棄物は次の2つのいずれかの方法で処理してください。

①会津若松地方広域市町村圏整備組合環境センターに自己搬入する方法

事業者自ら環境センターに事業系ごみを搬入することができます。持ち込みできる事業系ごみは、事業系一般廃棄物及び一部の産業廃棄物です。

会津若松地方広域市町村圏整備組合環境センター
〒965-0858 福島県会津若松市神指町大字南四合字深川西292番地2
電話:0242-27-9004

利 用 時 間

施設名	ごみ焼却施設	ごみ破碎施設 リサイクルセンター
曜 日	月～金曜日(祝祭日を含む)	月～金曜日(祝祭日を除く)
時 間	午前8時30分～正午 午後1時00分～午後4時30分 ※水曜日は午前のみ	午前8時30分～正午 午後1時00分～午後4時30分

手数料(事業系一般廃棄物)

区 分	手数料
燃やせるもの	10kgごとに80円
燃やせないもの	10kgごとに170円

使 用 料(産業廃棄物)

区 分	使 用 料
燃やせないもの	10kgごとに270円

処理できる産業廃棄物(燃やせないものに限る)

- ・一般廃棄物の処理に支障を生じない範囲の量のもの
- ・固形状廃プラスチック類(自動車用タイヤを除く)
- ・金属くず、ガラスくず及び陶磁器くず

無料で引き取る産業廃棄物(特定分別基準適合物)

- ・無色のガラス製容器
- ・茶色のガラス製容器
- ・その他の色のガラス製容器
- ・ペットボトル

